

第65回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会会議録

日 時 令和5年3月2日(木) 10時00分～11時00分

場 所 生駒市役所 3階 302会議室

【出席者(敬称略)】

〔委員〕山口宣恭、伊藤征史郎、中尾初美、後藤由美子、喜住栄藏

(リモートによる参加) 吉川正史、村岡悠子

〔実施機関〕 営繕課長：田中洋、同課課長補佐：井上善詞、同課係長：西田利之、

デジタル推進課長：森康通、同課主幹：小北敦志、同課係長：鳴川敦士、

〔事務局〕 総務部長：杉浦弘和、総務課長：飯島武暢、同課課長補佐：酒見昭廣、

同課主任：真銅美雪、同課主任：塚美代子

【議 題】

1 委員紹介

2 【諮問案件1】防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について(営繕課)

3 【報告案件1】マイナポータルぴったりサービスによる行政手続きのオンライン化推進に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて(デジタル推進課)

【報告案件2】個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に係る対応について(総務課)

4 その他

【審 議 事 項】

1 委員紹介

事務局から委員交代による委員の紹介があった。

2 【諮問案件1】防犯カメラを運用することに伴う個人情報の本人外収集について(営繕課)

[結論]

適当なものとするが、防犯カメラの運用に当たっては、防犯カメラやデータの管理は厳重に行うこと。

答申の詳細については、会長に一任する。

[審議経過]

実施機関である営繕課より、防犯カメラの設置・運用に伴い、入居者以外の通行人等の個人情報

報を本人の同意なく収集することについて、その経緯と内容の説明があった。

○ 概要

- ・ 生駒市が管理している市営住宅に令和 2 年頃から玄関扉や共用廊下、駐車車両に油がまかれ、火災発生の可能性がある事案が発生しており、その都度、警察へ報告・相談をし、現場検証やパトロールを行ってもらっているが、迷惑行為が続いている。
- ・ 警察から迷惑行為の抑止や証拠として防犯カメラの設置を勧められており、住民からも防犯カメラ設置の要望書が提出されていること、入居者全員から防犯カメラ設置の同意書も得ていることから、入居者の安全のため防犯カメラを設置する。
- ・ 防犯カメラは、共用部分のみの撮影とするとともに手の届かない場所に設置し、簡単に取り外しができないよう固定する。また、SDカードの映像確認は、市職員又は警察が立ち会いのうえ行う。
- ・ 取り扱う個人情報、個人の容姿の動画及び音声である。
- ・ 審議会からの答申後に導入予定である。

3 【報告案件 1】 マイナポータルびったりサービスによる行政手続きのオンライン化推進に伴い、実施機関の個人情報を処理する電子計算機と、実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の機器とを通信回線を用いて結合することについて（デジタル推進課）

国が進めている自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画における重点施策のひとつである自治体の行政手続きのオンライン化の推進に伴い、市民が行う転出届・転入予定連絡や子育て・介護関係の手続などを勧めるにあたり、国が運営するマイナポータルびったりサービスのサーバと本市の申請管理システムのサーバ若しくは事務用パソコンを LGWAN 回線を用いて接続することについて、デジタル推進課から報告があった。内容については、全国的に一律に処理することとされている業務であること、オンライン手続により市民の利便性の向上が図られること及び通信回線はセキュリティが確保されている行政専用で信頼性があることから、平成 19 年議答申個第 26 号の包括的諮問事項の類型 2 に該当するため、報告案件として説明を受けた。

○ 質疑

- Q マイナポータルは、マイナンバーカードのどの部分で繋がっていくのでしょうか。
- A マイナポータルを用いて届出をする場合に、マイナンバーカードの IC チップ部分にある個人認証用の情報を読み取って、手続きを行います。
- Q 申請管理システムを用いる場合と用いない場合とは、どういう場合に用いて、どういう場合に用いないということになるのでしょうか。
- A 転出届・転入予定連絡、子育て・介護関係の手続き等公的個人認証を用いる届出は、申請管理システムを用いますが、火災予防に関する届出は、申請管理システムを用いないこととなります。
- Q 国の DX 推進計画に基づいてのオンライン手続きですが、今後、手続が増えた場合は、報告事項としてこのように審議会に報告があるのかそのあたりの見通しはありますか。

A 今後、マイナポータルを使った申請は増えていくことになると思いますが、審議会のあり方は、事務局の方と相談させていただくことになると思います。

Q 今後、マイナポータルに接続・管理する情報が増えた場合に、審議会の審議事項になるかどうかは運用次第で、審議会で承認を得た後は、チェックが入らないような状況になる可能性があるということでしょうか。

A 個人情報保護法の改正により、条例から法律の規定に変更となり、審議会のあり方も大きく変わります。基本的には、電子結合等の個別案件についての諮問は、法律で認められていません。報告については、今後の運営・運用になるというふうと考えております。

(意見)

運用については、報告案件について審議会に報告を行い、その上で事業を進めていくことが、個人情報の保護という観点からも望ましい。

【報告案件2】個人情報の保護に関する法律及び個人情報の保護に関する法律施行条例の施行に係る対応について（総務課）

昨年本審議会に諮問があった生駒市個人情報の保護に関する法律施行条例について、審議会の答申を踏まえた条例案を令和4年12月の生駒市議会定例会に上程し可決されたこと及び同条例における審議会への諮問事項を「法施行条例を改正し、または廃止しようとする場合」、「法第66条第1項の規定により講ずる措置の基準を定めようとする場合」、「前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合」と具体的に設定したことについて、総務課から報告があった。また、改正個人情報保護法等の施行に係る対応について、個人情報保護委員会が示す安全管理措置の指針に基づき、管理規程としての内部ルール（仮称）生駒市の保有する個人情報の管理規程の制定と個人情報保護法では、保護の対象外となる死者の情報の取扱いについて、現行の保護制度の運用を継続するため、（仮称）生駒市死者情報の取扱いに関する要綱を内規として整備することの説明を受けた。

○ 質疑

Q 死者情報の取扱いに関する要綱はいつ頃を目途に整備される予定ですか。

A 令和5年4月1日に施行できるよう準備を進めているところです。

Q 個人情報の管理規程と同じ日からの施行ですか。

A そのとおりです。

Q 個人情報の管理規程と死者情報の取扱いに関する要綱の決定については、どのような手続を経るのでしょうか。

A 両制度は内部ルールとなりますので、市長決裁を経て策定することになります。

Q 議会にはその後、報告ということになるのでしょうか。議会には諮らないのでしょうか。

A この案件は、内部的な運用のルールであり、議会の議決は必要がないため、市長決裁で手続を進める予定です。議会への報告については、状況に応じて検討していきたいと思っております。

- Q 法律と条例とがわかりにくいのですが、今回法律の改正で条例は残されるのでしょうか。
- A 従来から市の条例において、個人情報の保護制度を運用してきましたが、今回の個人情報保護法の改正により制度全般が法による規律に移行になるため、現行の条例は廃止となり、代わりに個人情報保護法の基において一部認められている措置について、法律施行条例ということで条例を定めています。
- Q 今まで死者情報は、個人情報保護条例で規定されていましたが、法律の施行に伴って、その条例は廃止され、その部分は要綱で改めて定めることになるという認識でよろしいですか。
- A そのとおりです。
- Q 個人情報取扱事務登録簿は、法の個人情報ファイル簿と同じもののでしょうか。それとも、今までの個人情報取扱事務開始届を読み替えたもののでしょうか。
- A 個人情報ファイル簿は、法の方で規定されている制度で、それとは別の枠組みで、従来の個人情報取扱事務開始届の運用を継続するものとして、個人情報取扱事務登録簿となります。
- Q 副総括保護管理者が総務部長となっており、監査責任者に総務部長がなれるということで、同じ方が実践と監査になるということは、利益的に相反するのではないかと思います。そこはどのように考えていますか。
- A 個人情報の保護制度を所管するのが総務部になり、実施体制、個人情報の漏えい等の報告体制等を踏まえたものになっており、総務部長がその体制の中に入る必要があると認識しています。また、運用のチェックなど監査については、総務部以外で適任となる者の選定は難しく、個人情報保護制度やその運用を担当するのも総務部であることから、総務部長が適任であると考えていますが、現段階では検討中の素案となりますので、ご理解をお願いします。

4 閉会